

第28回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年10月25日(水)午後2時00分～午後2時44分

2 開催場所 ありえコレジヨホール 2階大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番	太田香代子	2番	廣瀬博一	3番	伊崎美代子	4番	木下勝徳
5番	小川一英	6番	植木健太郎	7番	楠田耕三	8番	平光正
9番	中野裕二	10番	本多利任	11番	山下勝也	12番	山崎伸吾
13番	寺田健蔵	14番	水田勇	15番	中村修治	16番	金子初夫
17番	馬場正国						
	会長 中川繁憲						

(農地利用最適化推進委員)

20番	田中芳邦	21番	野原重光	22番	中山秀樹	23番	田中八郎
24番	本多正敬	25番	増田孝徳	26番	北岡新市	27番	内田一郎
28番	末吉秀明	29番	神崎好史	30番	中村康弘	31番	石橋浩昭
32番	石橋正浩	33番	山口俊一	37番	原田久也	38番	岡田裕弥
40番	柴内成世	41番	三宅東英	42番	本多晋介	43番	宮崎努
44番	山本敏晴	46番	相良栄一郎	47番	本田勝彦	48番	飛永敏博

4 欠席委員
(農業委員)

なし

(農地利用最適化推進委員)

19番	吉岡長久	34番	松尾和昭	35番	寺田俊秀	36番	末續公徳
39番	浅田修弘	45番	宮崎陽一				

5 議事録署名委員 2番 廣瀬博一 3番 伊崎美代子

6 事務局出席者 小淵忍 山本忠介 本多守 円口智仁 塩田一幸
山口朋子

[日 程]

議案第118号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第119号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
議案第120号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第121号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第122号	農用地利用集積計画の決定について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について
 - ・農地改良等届出について

事務局（〇〇） それでは、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第28回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、19番吉岡委員、34番松尾委員、35番寺田委員、36番末續委員、39番浅田委員、45番宮崎委員の推進委員6名の方から欠席の届出があつております。また、少し遅れるということで、8番平委員からの連絡があつております。若干まだお見えでない方もおられるようですが、出席農業委員の数は17名で過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、第28回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

さて、農業を取り巻く情勢は、皆様もご承知のとおり大変厳しい中でございます。このような中、10月1日からインボイス制度が始まりました。私も言葉はよく耳にしておりますが、制度内容についてはなかなか理解が難しいように感じております。

そこで、次回の総会后、長崎県農業会議から職員を派遣していただき、研修会を開催するよう調整をしているところです。ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

〇〇から、農業委員18名中、出席委員は現在17名との報告がありました。総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に2番廣瀬委員、3番伊崎委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

議案第118号 農地法第3条の規定による許可申請について 番号1より事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 皆さん、お疲れさまでございます。よろしくお願ひします。

それでは、私のほうから議案第118号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明いたします。

それでは、2ページをお願いいたします。なお、3ページが営農計画書になっております。

今月は、売買1件の797平米となっております。

（議案第118号 番号1を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われまふ。以上でございます。

議 長 1番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

（「ありません」との声）

議 長 よろしいですか。ほかの委員さんもよろしいですか。

(「ありません」との声)

議長 転用下限面積の撤廃がされて4件目の案件でありましたが、意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第119号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について** 番号1より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第119号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について説明いたします。

4ページをお願いします。

番号1、願出人、南有馬町の故〇〇さんの相続人代表の方と転用許可を受けられた南有馬町の〇〇さん、土地の表示につきましては、南有馬町〇〇番と枝番〇〇、合わせて地目が田の合計441平米となっております。

こちらにつきましては、平成18年12月19日付、長崎県指令18島振農第〇〇号で農地法第5条の転用許可があった案件で、使用貸借権を設定し、一般住宅用地及び進入路へ転用される予定でした。

許可後、建築業を営んでおられました使用貸人でもあった〇〇が死去されたということで、当初から〇〇の施工により建設費、設計や施工管理も含めますけども、低く抑えることで計画をされておりました。しかし、〇〇の死により建設費が増大し、資金が不足することが明らかになったことから建設を断念することになったため、今回、農地法第5条の許可処分の取消願を提出されております。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第119号の許可処分の取消しは適当として認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、議案第119号の許可処分の取消しは適当として県に進達いたします。

次に、5ページです。**議案第120号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について** 番号1、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第120号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について説明いたします。

5ページをお願いします。

番号1、有家町の株式会社〇〇さんになります。土地につきましては、有家町〇〇番外4筆になります。地目が全て畑、合計の面積が7,765平米になります。

こちらにつきましては、備考欄になりますが、令和5年8月25日に許可を受けておりますけども、転用目的が〇〇用地及び〇〇用地ということで転用される予定でございました。

今回の申請につきましては、当初の事業計画ではその部分で事業を進めるところだったんですけども、許可後に転用地の〇〇番の一部、こちらが今の土地の表示にしますと上から3番目と4

番目になりますけども、こちらの面積が2, 852平米のうちの2, 258平米という表記にしておりましたけども、ここが分筆登記しようとした際に法務局の登記官より指摘があって、土地の面積に錯誤があるということで、先ほど言いましたけども、そこが2平米足りなかったということで、2, 260平米ですよという指摘があり、そこで登記官のほうで判断されて分筆を既に終わっております。

そこで、県のほうに訂正願という形で当初出したんですけども、この場合は変更承認申請を出してくださいということで、今回の申請をすることとなっております。

なお、転用内容につきましては、変更はありませんので面積の変更ということと、あと、分筆登記によって地番とか面積が確定しましたので、その分の結果と変更ということになっております。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。事業はそのままで、ただ、面積に2平米誤差があったということで指摘を受けての申請でございます。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第120号の計画変更は適当として認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、議案第120号の計画変更は適当として県に進達いたします。

次、6ページです。**議案第121号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、6ページをお願いいたします。

議案第121号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、深江町の〇〇さんから島原市の株式会社〇〇さんへ、深江町〇〇番、地目が畑で地積が1, 609平米です。転用の目的は駐車場用地です。申請地を借り受けて、駐車場用地として利用したいということでございます。権利の内容につきましては使用貸借権で、時期は許可あり次第、期間は20年間となっております。

本案件の農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と思われませんが、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)」の例外規定があり、今回、転用面積である駐車場の面積は1, 609平米です。既存の施設の面積につきましては3, 258.54平米であることから、例外規定に該当すると思われます。

現状のまま整地し、碎石舗装をいたします。土羽につきましては、崩落しないように堅締めして、不織布で覆い、土砂の流出を防ぎます。事業用車両13台、重機——これ、ユンボですけども——3台の計16台分の駐車スペースを確保いたします。雨水につきましては、新設する集水桝から既存施設の敷地にある集水桝を経由し、道路側溝へ放流いたします。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、現地調査の結果をお願いするところではありますが、〇〇番〇〇推進委員が代理者となって申請されたものであり、本委員会の申合せにより推進委員も除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

議長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいたします。

○○番○○委員 ○○番○○です。10月23日午後1時半頃から、中川会長、局長、西有家の○○委員、深江の○○推進委員、事務局、私の計8名で現地を見てまいりました。場所は、深江の農免道路沿いに○○施設があるんですけど、それから下の方面へ約300m行って、そこから雲仙国道方面へ行って400mぐらいですかね、上ったところの右側にあります。

これが、私たちは倉庫のところにおったんですけど、この草が繁茂していて全体像は全然分からんやっただす。それで、○○がドローンを持ってこられて、写した写真がこれなんです。これは、以前はミカン畑だったそうなんですけれども、約12年ぐらい前に所有権移転をされて、現在はこのような状態になっております。日照に関しては、駐車場用地であり、また、周囲の農地の方とも同意が取れているということで、まず問題ないだろうと見てまいりました。また、雨水に関しても、中央ぐらいに集水柵を設けて、倉庫のほうに既存の排水溝がありますので、それに流すということで問題ないだろうと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告でしたが、同行されました○○番○○推進委員からのご意見等ありませんか。

○○番○○委員 ○○番○○です。ただいま○○委員の説明のとおりで問題なかったと思います。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

事務局、ちょっと私からですけども、一番の問題は雨水かと思えますけども、中央付近に集水柵を置いて、既存の溜柵まで流して、それから河川のほうに放流するということでしたけども、中央の集水柵から既存の溜柵までの水路の断面図ですかね、傾斜が幾らぐらいになっているかというのが、それをどうですか、分かりますかね。

事務局(○○) お答えします。

今現在、現地調査のときに、この高さというのはどうなんだろうという事でありましたけども、若干申請地のほうが高くなっておりまして、既存の集水柵のほう若干低い位置になっております。ただ、ここにつきましては、今のところ断面図のところはまだ提出されておりませんが、一応こちらのほうから指示をして、提出をしてくださいということで今、お願いしている段階です。あと、水路につきましては、既存の施設と申請地の間に既存赤道がありまして、そちらの協議も必要ということで、今、そちらの件も含めて修正中であるということでございます。

議長 まだ今、修正中ということでありまして、果たして正確に流れるかどうかの確認をお願いしたいと思いますので、そここのところの図もぜひ提出してもらいたいと思いますけど。

ほかにご意見等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 よろしいでしょうかね。そういう水路の断面、傾斜具合を確認してお願いしたいと思います。ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 じゃ、水路の分の申請を付して許可相当として、この案件は農地法の第1種農地で1,000平米以上の転用許可申請であり、長崎県下農業委員会の申合せにより、長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として長崎県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

それでは、○○番○○推進委員の入場を求めます。

議長 次に、7ページ、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(○○) それでは、7ページをお願いします。

番号2、布津町の○○さんから布津町の宗教法人○○さんへ、布津町○○番○○、地目が畑、地積が747平米です。転用の目的は駐車場用地です。申請地を譲り受けて、駐車場として利用したいということをございます。権利の内容につきましては売買で、時期につきましては許可日、期間につきましては永年となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。駐車場用地の面積は747平米です。来客用の20台分を確保いたします。最高0.2mの切土をして整地し、砂利舗装して土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、新設される溜柵を経由し、道路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いします。

○○番○○委員 ○○番○○です。これも10月23日午後2時15分頃から、西有家の○○委員、布津の○○推進委員、事務局3名と私の6名で現地を見てまいりました。場所は、布津町の北部に○○小学校ってあるんですけども、それから雲仙方面へ約300mぐらいですかね、行ったところに○○という寺があるんですけども、そのちょうど裏側にあります。今まで使用していた約20台ぐらい止められる駐車場があるんですけども、そこが手狭になったということで、今回、申請地を譲り受けて駐車場にしたいということでした。雨水に関しては、奥のほうに墓があるんですけども、若干低くなっております。それで、手前のほうの低地のほうに雨水が来るように傾斜をつけて、そこへ柵を設けて、道路の下にパイプを通して、手前に側溝があるものですか、そこに流すということでした。日照なんかに関しても、北側は道路、東側はお寺、西側はお墓、北側は宅地ということで問題ないだろうと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告がありました。同行されました○○番○○委員からのご意見等はありませんか。

○○番○○委員 ○○番○○です。○○委員のご説明どおり、問題ないと見てまいりました。よろしくをお願いします。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(○○) それでは、8ページをお願いします。

番号3、島原市の○○さんから西有家町の○○さんへ、西有家町○○番○○、地目が畑、地積が223平米となっております。転用の目的は、駐車場及び方向転換地となっております。○○事業を営んでおり、申請地を譲り受けて駐車場及び方向転換地として利用したいということをございます。権利の内容につきましては売買で、時期につきましては許可日、期間については永久

となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。駐車場及び方向転換地の面積は223平米です。事業用車両3台分を確保しております。最高0.5m、最低0.1mの盛土をし、整地し、整地した際に出土した石を活用し、さらに擁壁を設けてのり面保護し、土砂の流出を防ぎます。雨水は既存の水路へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月23日午後3時頃、〇〇委員、〇〇推進委員、そして私、事務局3名で見てまいりました。場所は、西有家の〇〇というところの、あそこからちょっと二、三十何mぐらいかな、行ったところを右に行って、ちょうど昔の〇〇小学校の裏側を通過して、そして左側に曲がっていったら、四、五十m上ったところにあります。

土地がちょっと、申請地はもう周りより低いために、50cmほど盛土をされるそうです。雨水等はたまらないように整備され、周りには建物はありませんが、周りの全ては申請地の方の私有地だそうなので別に問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。この申請地の道路側にも青線があり、それに、南のほうにも青線があり、そして青線の下にも〇〇申請者の私有地があるため、雨水等の問題はないと思います。また、〇〇委員がおっしゃるような適切だと思います。

議長 〇〇さんの〇〇事業所は、この先の地図のどの付近になりますか。

〇〇番〇〇委員 すぐそばです。上のほうの屋敷です。もうちょっと先、そこです。

議長 近いところですね。はい、分かりました。

〇〇番〇〇委員 もう狭かところですけど、ずっと行って、とにかく私有地が広くて、もうどこがゴールなのかというふうな感じになっています。

議長 分かりました。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員から何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 いえいえ、もう別にありません。

議長 よろしいですか。

ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第122号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) それでは、9ページをお願いいたします。

議案第122号 農地利用集積計画の決定について説明いたします。

今月の利用集積計画ですけれども、賃貸借権が新規1件、1,737平米、再設定が3件、合計の4,656平米の合計4件の6,393平米です。使用貸借権は今月はありませんでした。所有権移転につきましては、売買が2件、4,237平米と贈与が2件、1,747平米の計4件

の5, 984平米となっております。中間管理事業一括方式分につきましては、新規が賃貸借権4件、1万2,071平米と使用貸借権が6件、9,296平米の計10件の2万1,367平米となっております。なお、再設定が賃貸借権のみで1件、1,421平米となっております。中間管理事業の合計につきましては、11件で2万2,788平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については、朗読を割愛させていただきます。

それでは、9ページのほうをお願いします。

(議案第122号 賃貸借権 番号1新規設定、所有権 番号5～8を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号、第4号の各号の要件を満たしていると思われまふ。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第122号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、議案第122号 農地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、12ページですけれども、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

13ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これもご覧ください。

次に、14ページ、**農地改良等届出について** 番号1より事務局より説明いたします。

事務局(〇〇) それでは、14ページをお願いします。

農地改良等届出について説明いたします。

番号1、届出人が北有馬町の〇〇さん、場所が北有馬町〇〇番外1筆、地目が田、地積が合計の778平米となっております。届出の事由につきましては、大雨時に雨水が越水しており、被害があるので、埋立てし、かさ上げしたいということでございます。

当該農地は、〇〇堤の下流域で、上流側から大雨時に越水し、農地が水没することがあり、そのたびアスパラガスのハウス内が浸水し、被害が大きかったということでございます。今回、県により、上流にある〇〇堤ため池堤体工事に伴い、工事が出る土砂を利用し、農地のかさ上げをする予定です。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月27日午前9時5分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、また、今回は振興局より1名、業者の方も随行されております。場所が、県道の〇〇線を上っていきますと広域農道の出口があります。そこから50mぐらい右折しまして、そこから農道へ入って200mちょっとぐらいありますかね、そこが申請地です。近くに、農道沿いに〇〇もあります。その申請地のちょっと先のほう、ため池の改修工事が行われており、ため池の残土を使ってかさ上げをするということで、その申請地の下は川になっており、その上部のとこ

ろがずっと2本合流地点となっておって、大雨のときにはかなりこの田にも被害があるということで、かさ上げされるということです。また、周りは土羽を打って表土を剥ぎ、また完成後はこの表土を整地して行われるそうです。あとは水田ということだそうです。日照権のほうも川と崖で何の問題もないと思います。皆さん、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の言われたとおり、問題ないと思われます。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

はい、〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 すみません、さっき写真で見たときに、かさ上げをするよりも、その川の擁壁を先にしないとかさ上げできないと思ったのですが、どうですか。

議長 事務局、どうですか。振興局もお見えだそうですけど。

事務局(〇〇) 説明いたします。

河川のほうの擁壁のほうがちょっと、これで見ても崩れているかなと思うんですけど、こちらについては、河川のほうの担当と振興局のほうで協議をされて、そのかさ上げをすることも含めて協議されていますので、ちょっとそこは、恐らくここもそれなりの対応をされると思いますけど、ちょっとすみません、そこまでの詳しい調整はちょっとしておりませんけども、ここを、表土をまず0.1mほど削って、その後のため池のほうの工事で出た土を1.5mほど入れて、そしてまた表土を戻すという形でされるということでもあります。河川との間につきましては、1mほどの間を空けて、そこから土羽を上げるという形で協議がなされているということですので、ちょっと面積的には耕作面積は減るんですけども、そういうことで河川側と県の工事する側とで協議がされているということでございます。

議長 〇〇番〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。

議長 振興局も立会いということであつたんですので、それだけの対応はされるかと思ひますけど。ほかに何かご質問ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで、届出を受理することといたします。以上をもちまして議事を終了いたします。